

## (8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

鳥取市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金158,436円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成27年1月17日

#### (2) 事故発生場所

鳥取市青谷町青谷地内

#### (3) 事故の状況

一般県道俵原青谷線に設置している自転車駐車場の屋根が、強風により吹き飛び、和解の相手方所有の建物に当たり、同建物が破損したものである。